

**本庁**  
〒328-8686 万町9-25  
☎22-3535 FAX21-2673

**大平総合支所**  
〒329-4492 大平町富田558  
☎43-9205 FAX43-8818

**藤岡総合支所**  
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5  
☎62-0900 FAX62-4625

**都賀総合支所**  
〒328-0192 都賀町家中5982-1  
☎29-1100 FAX27-7556

**西方総合支所**  
〒322-0692 西方町本城1  
☎92-0300 FAX92-2611

**岩舟総合支所**  
〒329-4392 岩舟町静5133-1  
☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は  
本庁日直☎(22)3535

お知らせ

都市計画の案の縦覧を実施します

都市計画の案

小山栃木都市計画用途地域の変更

都市計画の案の対象区域

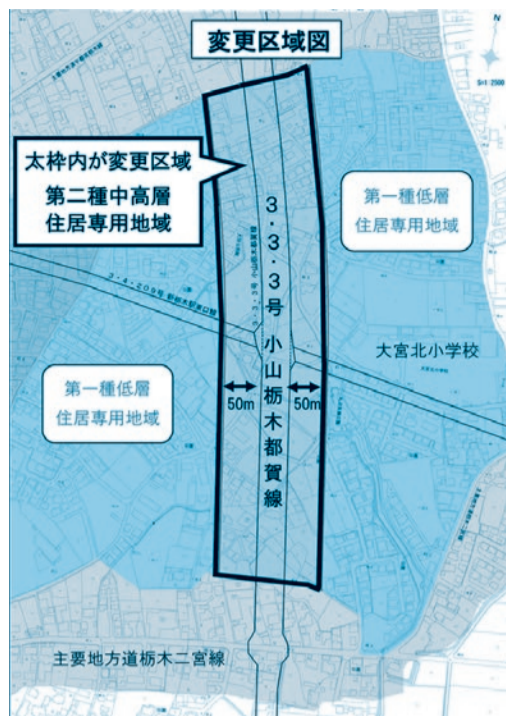
栃木市大宮町及び今泉町1丁目の各一部

変更する都市計画の内容

都市計画道路3・3・3号小山栃木都賀線の整備に伴い、幹線道路の沿道にふさわしく良好な市街地環境を形成するため、対象区域の約9.2haの用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域へ変更します。

縦覧期間

7月26日(月)～8月10日(火)(土・日・祝日を除く) ※都市計画の案について意見がある方は、意見書を直



接または郵送で問合せ先に提出してください。

縦覧場所

都市計画課(市役所本庁舎3階)

※市ホームページからも縦覧図書を確認いただけます

都市計画課☎(21)2431

情報公開・個人情報保護制度の案内

情報公開制度とは

市政に対する理解を深めてもらうため、市が保有している様々な情報を、市民の皆さんが入手し、利用できるよう請求により公開する制度です。情報公開は、市のすべての機関で実施しています。

個人情報保護制度とは

市が保有している個人情報に不正に取扱い、個人の権利と利益を保護することを目的とする制度です。公文書に記載されている自分の個人情報については、開示、訂正、利用停止等を求めることができます。

利用状況 昨年度の利用状況は次のとおりです。

情報公開制度 昨年度の利用状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

区分	総数	内訳		
		情報公開請求	自己情報開示請求	その他
情報公開請求	139件	55件(公開)	79件(部分公開)	5件(非公開)
自己情報開示請求	19件	5件(開示)	11件(部分開示)	3件(非開示)

総務課 ☎(21)2345

ヘイトスピーチ、許さない

ヘイトスピーチ解消のための法律「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本年6月3日をもって施行後5年を迎えました。いまだ特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が発生しています。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

外国人権利相談

外国人権利相談 ☎(21)2161

国民健康保険の限度額適用認定証等の更新のご案内

入院などで医療費が多くなる場合、病院に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、同じ診療月の1医療機関の窓口での支払が自己負担限度額までに抑えられます。また「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方は入院時食事代も減額になります。

健康保険被保険者証 国民年金課 ☎(21)2131

国民年金の種別と手続きについて

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の種別は次の3種類で、種別により保険料の納付や変更などの手続きが異なります。

第1号被保険者：自営業者・学生等

第2号被保険者：厚生年金等に加入しているお勤めの方等

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

年金の手続きは、配偶者の勤め先の事業主が行います。60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続きを yourself 行う必要があります。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給します。

対象児童

平成15年4月2日から令和4年2月28日までに出産した児童(特別児童扶養手当の支給対象である障がい児の場合、平成13年4月2日から令和4年2月28日までに出産した児童)

(1)申請が不要な方(該当の方には7月中旬に通知)

(2)申請が必要な方(課税の方で、令和3年4月の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(同一世帯に市民税が課税の方がいても、受給者が非課税であれば対象)

※ただし、次のいずれかにあてはまる方は、本給付金の申請が必要となります。 ・令和3年度の市民税の申告が済みていない方、収入がなかったため申告をしていない方(市民税の申告も必要) ・令和3年1月1日以後に転入した方 ・公務員の方(所属庁から児童手当の証明が必要)

支給額 児童一人当たり一律50,000円(一回限り) 支給先 児童手当受給口座 特別児童扶養手当受給口座 申請者本人名義の口座

児童扶養手当受給資格者の皆様へ

毎年8月に現況届の提出が必要ですが、提出がない場合、11月分から手当の支給ができなくなります。

2年間現況届の提出がされない場合は、時効により受給資格がなくなりますので、全部支給停止の方も必ずご提出をお願いします。

なお、受給資格者には個別に案内をお送りします。

提出場所 栃木地域にお住まいの方：子育て支援課(市役所本庁舎2階) 大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域にお住まいの方：お住まいの地域の総合支所 地域づくり推進課

※他の地域には書類の用意がありませんので、必ずお住まいの地域で手続きをしてください。

対象 児童扶養手当受給資格者

日時 8月3日(火)～6日(金)

子育て支援課 ☎(21)2221 / 大平地域づくり推進課 ☎(43)9202 / 藤岡地域づくり推進課 ☎(62)0904 / 都賀地域づくり推進課 ☎(29)1103 / 西方地域づくり推進課 ☎(92)0309 / 岩舟地域づくり推進課 ☎(55)7759

令和3年度の市民税が非課税の方で次の要件のいずれかに該当する方 ①新生児が出生したなど

令和3年度の市民税が非課税の方(所属庁から児童手当の証明が必要) 申請開始 申請が必要な方は、子育て支援課で7月19日(月)から受付を開始します。(各総合支所では8月16日(月)から)